

Ⅱ 統 計 表

用 語 の 解 説

表5～表11中「平成28年4月分平均支給額」欄の給与種目の内容は、次のとおりである。

「きまって支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」

きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

「通勤手当」

きまって支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたものを含めたものをいう。

利 用 上 の 注 意

- (1) 本年の調査については、平成28年熊本地震の影響により、熊本県に所在する事業所を除いて実施したため、各統計表に当該県のデータは含まれていない。
- (2) 年齢は平成28年4月1日現在である。
- (3) 各給与種目の給与額は、4月分の給与月額である。なお、調査日において、春季給与改定による遡及改定分が支払済みのときは、その分は含まれているが、支払が遅れた一部の事業所の改定分は含まれていない。
- (4) 初任給月額は、4月分のきまって支給する給与の支給総額から超過勤務手当、家族手当、通勤手当等、特定の者のみに支給される給与を除いた額である（一律に支給される給与は含まれている。）。
- (5) 「2 職種別平均支給額」（表5～表11）には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。
- (6) 各表中「－」は、該当従業員のないことを示す。
- (7) 各表中「＊」は、初任給関係は調査事業所10所以下、職種別平均支給額関係は調査実人員20人以下であることを示す。
- (8) 表2～表11中（表4を除く。）「x」は、表2及び表3では調査事業所が1所、表5～表11では調査実人員が1人であることを示す。

(9) 表7～表11中「△」は第1四分位を、「◎」は中位を、「▽」は第3四分位を示し、「※」は分位が重複することを示す。

(10) 表1、表12～表20は、当該項目が不明・未回答の事業所を除いて集計した。

(11) 表1、表12～表20では、次のウエイトを用いて母集団に復元し算出した。

「従業員数ウエイト」

「母集団事業所の総従業員数」を「回答した事業所の総従業員数」で除した値をいう。

「本店事業所数ウエイト」

「母集団本店数」を「回答した本店事業所数」で除した値をいう。